（４）　就任承諾及び誓約書のコピー

各役員が法人の役員への就任を承諾し、かつ役員の欠格事由に当たらないこと、親族規定に違反しないことを示すための書類です。各役員が記入し提出した書類のコピーを提出してください。なお、役員全員分のコピーが必要です。

①　記載例（様式は任意）

注意！　コピーのみを提出し、原本は団体で保管してください。

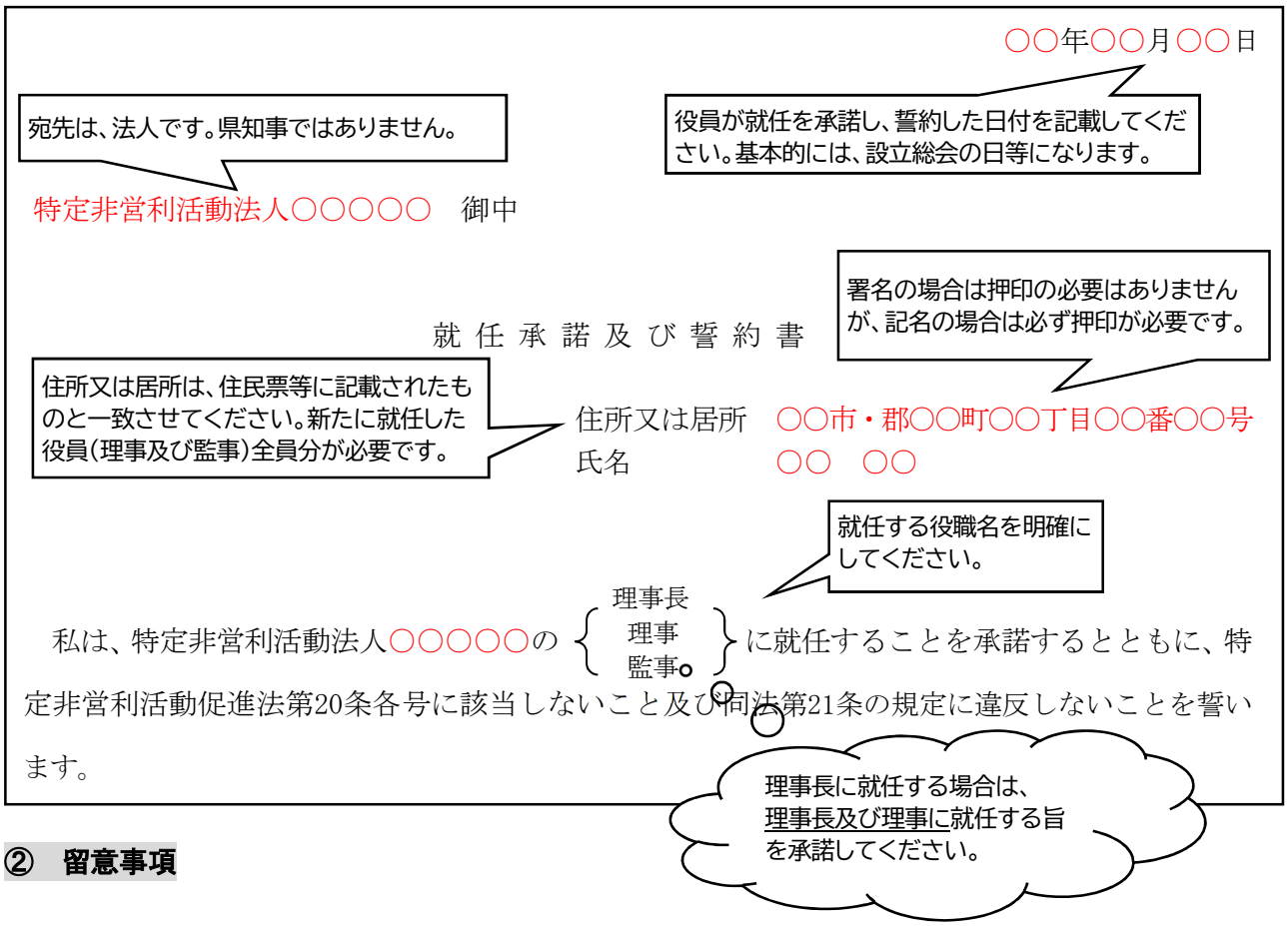

②　留意事項

法第20条（役員の欠格事項）の規定により、次の各号のいずれかに該当する者は、法人の役員になることができません。

○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

○　この法律もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の３第７項及び第32条の11第１項の規定を除く。第47条第１号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、または刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

○　暴力団またはその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者

○　第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者

○　精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者